

新旧対照表

静岡応急仮設住宅早期入居プラン推進要綱の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">(第1 略)</p> <p>第2 定義</p> <p>この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 応急仮設住宅</p> <p>災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条及び第23条第1項第1号の規定に基づき、被災者に提供する住宅をいう。</p> <p style="text-align: center;">((2)～(3) 略)</p> <p>(4) 関係団体等</p> <p>次の者をいう。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 社団法人プレハブ建築協会及びその会員 ・ 社団法人静岡県宅地建物取引業協会（以下「宅建協会」という。）及びその会員 ・ 社団法人全日本不動産協会静岡県本部（以下「全日不動産」という。）及びその会員	<p style="text-align: center;">(第1条 略)</p> <p>第2 定義</p> <p>この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 応急仮設住宅</p> <p>災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条及び第4条第1項第1号の規定に基づき、被災者に提供する住宅をいう。</p> <p style="text-align: center;">((2)～(3) 略)</p> <p>(4) 関係団体等</p> <p>次の者をいう。</p> <ul style="list-style-type: none">・ <u>一般社団法人プレハブ建築協会</u>（以下「<u>プレハブ建築協会</u>」という。）及びその会員 ・ <u>公益社団法人静岡県宅地建物取引業協会</u>（以下「<u>宅建協会</u>」という。）及びその会員 ・ <u>公益社団法人全日本不動産協会静岡県本部</u>（以下「<u>全日不動産</u>」という。）及びその会員
<p style="text-align: center;">(第3 略)</p> <p>第4 応急仮設住宅整備計画の策定</p> <p>市町長は、毎年度第5の応急仮設住宅建設可能敷地個別台帳の建設可能戸数及び第10の応急住宅の登録件数を踏まえ、様式第1号による市町応急仮設住宅整備計画を策定し、知事に報告するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(第2項 略)</p> <p style="text-align: center;">(第5～第9 略)</p>	<p style="text-align: center;">(第3 略)</p> <p>第4 応急仮設住宅整備計画の策定</p> <p>市町長は、毎年度第5の応急仮設住宅建設可能敷地個別台帳の建設可能戸数及び第9の応急住宅の届出件数を踏まえ、様式第1号による市町応急仮設住宅整備計画を策定し、知事に報告するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(第2項 略)</p> <p style="text-align: center;">(第5～第9 略)</p>

新旧対照表

第10 システムへの登録

第8の申出をした宅地建物取引業者は、第9の届出をした住宅に空き家が出た場合、宅建協会又は社団法人全日不動産協会が管理するインターネット上の賃貸住宅情報システムに登録を行うものとする。

2 前項のシステムを管理する者は、災害が発生し県が災害救助法の適用を検討したときは、登録データを一般に非開示にするものとする。

3 前項の場合、知事の許可があった場合を除き、貸主及び宅地建物取引業者は、当該賃貸住宅について一般の者に賃貸を目的とした情報の提供及び契約の締結を行ってはならない。

第11 契約条件

知事（市町に委任した場合は市町長）と宅地建物取引業者又は貸主との契約条件は、別表2を基本とし、災害発生時に厚生労働大臣との協議により決定する。

別表1

項目	基準
耐震性	(略)
立地・環境	(略)
建て方	(略)
間取り・面積	(略)
設備	(略)
家賃	月額8万円以内（ただし、3DK以上の住宅では、10万円以内。管理費、 <u>駐車場代</u> を含み、 <u>共益費</u> 、自治会費は除く。）

※駐車場については、その有無を問わない。

第10 契約の制限

(削除)

(削除)

貸主及び宅地建物取引業者は、県内で災害救助法の適用が決定された後は、知事の許可があるまでの間、第9の届出を行った住宅に関し、一般の者に賃貸を目的とした情報の提供及び契約の締結を行ってはならない。

第11 契約条件

知事（市町に委任した場合は市町長）と宅地建物取引業者又は貸主との契約条件は、別表2を基本とし、災害発生時に内閣府との協議により決定する。

別表1

項目	基準
耐震性	(略)
立地・環境	(略)
建て方	(略)
間取り・面積	(略)
設備	(略)
家賃等	月額8万円以内で、 <u>社会通念上妥当な額</u> （ただし、3DK以上の住宅では、10万円以内で、 <u>社会通念上妥当な額</u> 。管理費、 <u>共益費</u> を含み、 <u>駐車場代</u> 、自治会費は除く。）

※駐車場については、その有無を問わない。

新 旧 対 照 表

別表 2

- (1) (略)
 (2) 賃貸借契約

項目	条 件
家賃	第9の届出書に記載した額以内
敷金・礼金	(略)
修繕相当費	(略)
支払い時期	家賃は、当月分を当月末までに支払う なお、複数月分をまとめて支払うことも可能とし、この場合は協議を行うこととする 修繕費は契約時に支払う
契約期間	2年以内

別表 2

- (1) (略)
 (2) 賃貸借契約

項目	条 件
家賃等（共益費及び管理費含む。）	第9の届出書に記載した額以内
敷金・礼金	(略)
修繕相当費	(略)
支払い時期	家賃は、 <u>初回は契約成立の翌月末までに支払う</u> 以後は、 <u>当月分を当月末までに支払う</u> なお、複数月分をまとめて支払うことも可能とし、この場合は協議を行うこととする 修繕 <u>相当費</u> は契約時に支払う
契約期間	2年以内

※駐車場使用料、自治会費、光熱水費等は入居者が負担する。

新旧対照表

様式第3号（第9関係）

借上げ型応急住宅提供届出書

年 月 日

静岡県知事 様

住 所
氏 名 印

下記の住宅について災害時の借上げ型応急住宅の提供をしたいので、静岡県応急仮設住宅早期入居プラン推進要綱第9第1項の規定に基づき届け出ます。

記

- 届出をする住宅の概要
別紙のとおり。
- 取扱宅地建物取引業者
所在地
登録番号（ ）
名 称
電 話

※添付図書：別紙（届出・変更・取止めする住宅の概要）
建築年がわかる書類（検査済証、登記簿謄本、建築確認済証など）

様式第3号（第9関係）

借上げ型応急住宅提供届出書

年 月 日

静岡県知事 様

住 所
氏 名 印

下記の住宅について災害時の借上げ型応急住宅の提供をしたいので、静岡県応急仮設住宅早期入居プラン推進要綱第9第1項の規定に基づき届け出ます。

記

- 届出をする住宅の概要
別紙のとおり。
- 取扱宅地建物取引業者
所在地
登録番号（ ）
名 称
電 話

※添付図書：別紙（届出・変更・取止めする住宅の概要）
建築年がわかる書類（検査済証、登記事項証明書、建築確認済証など）

新旧対照表

様式第5号（第9関係）（日本工業規格A3横型）



届出・変更・取止める住宅の概要

(別紙)

所在地	名称	建築年	構造	階数	間取り	戸数	家賃 (千円/月)	備考
							～	
							～	
							～	
							～	
							～	
							～	
							～	
							～	
							～	
							～	
(例) 〇〇市〇〇町 1-12-3	〇〇アパート	S 6 3	S	4	2LDK	1 6	60～65	

(取止める住宅については取消し線を、変更する住宅については変更部分に下線を引く。)

様式第5号（第9関係）（日本工業規格A3横型）



届出・変更・取止める住宅の概要

(別紙)

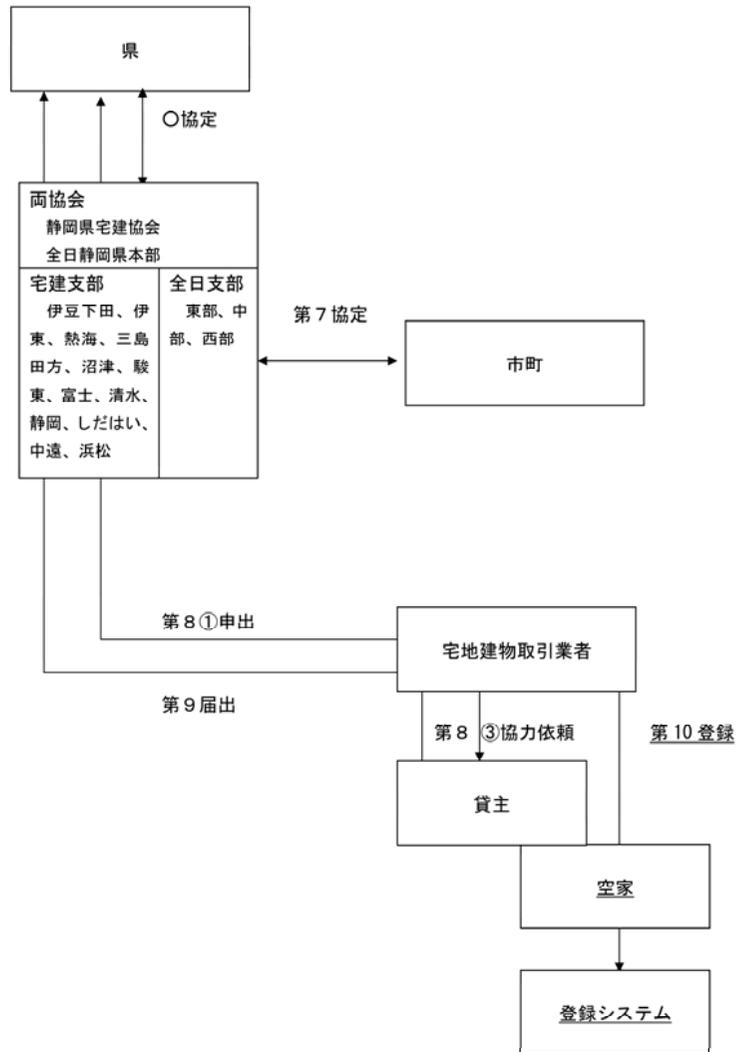
所在地	名称	建築年	構造	階数	間取り	戸数	家賃 (円/月)	管理費及び 共益費(円/月)	備考
							～	～	
							～	～	
							～	～	
							～	～	
							～	～	
							～	～	
							～	～	
							～	～	
							～	～	
							～	～	
(例) 〇〇市〇〇町 1-12-3	〇〇アパート	S 6 3	S	4	2LDK	1 6	60,000 ～65,000	3,500 ～4,000	

* 所在地の番地については登記上の地番ではなく、住居表示による番地を記載してください。

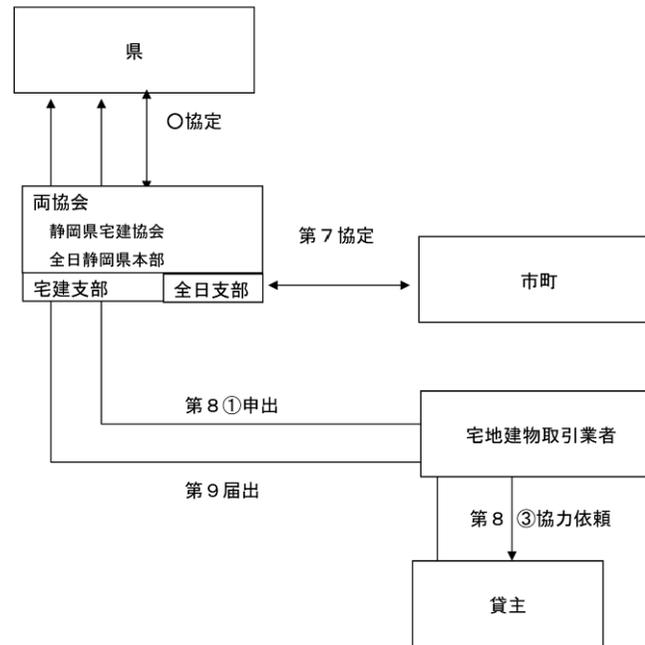
取止める住宅については取消し線を、変更する住宅については変更部分に下線を引いてください。

新旧対照表

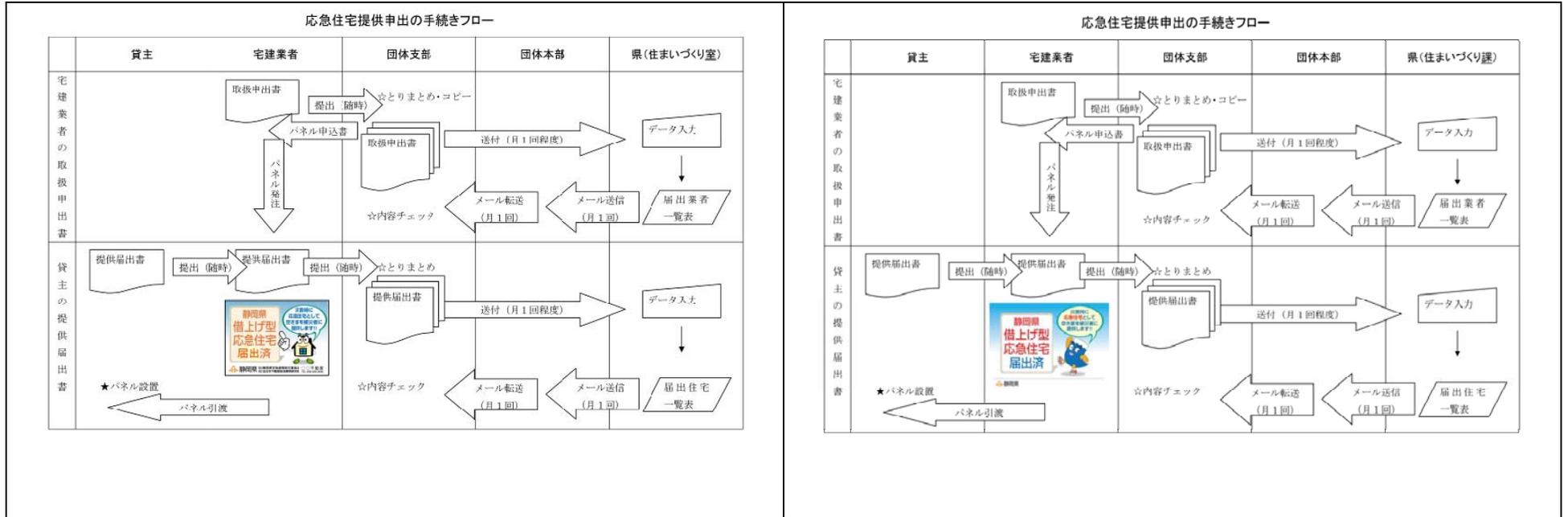
<参考>登録のフロー



<参考>登録のフロー



新旧対照表



備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

改正後の要綱は、平成 31 年 3 月 26 日から施行する。